

伊豆の国市農業委員会12月定例会議議事録

事務局長	書記

開催日時 令和7年12月10日(水)
 午後2時30分～午後4時30分
 場所 あやめ会館3F多目的ホール

出席委員： 12人 欠席： 2人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	遠藤照彦	5	松下満雄	9	土田哲	13	萩原一英	事務局	小坂高一郎
2	山田尚志	6	與五澤文義	10	窪井千容	14	鈴木宗雄		小澤竜哉
3	中川謙一	7	渡邊伸一	11	天野進				福本南斗
4	土屋克彦	8	内田久	12	星合省吾				

推進委員： 9人 欠席： 2人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	杉山芳喜	4	岡本仁	7	渡邊光一	10	土屋栄
2	白井孝	5	久保田正一	8	田中正男	11	重田庄八郎
3	高梨誠	6	渡邊一弘	9	平木宏		

議事の内容

審議案件 議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件 ······ 16件
 議案第2号 農地の利用目的変更申請書承認の件 ······ 1件
 議案第3号 農地法第5条許可申請書承認の件 ······ 1件
 議案第4号 非農地証明申請書承認の件 ······ 1件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について

報告第1号 農地法第4条届出書受理の件 ······ 1件
 報告第2号 農地法第5条届出書受理の件 ······ 1件
 報告第3号 農業用施設届出書受理の件 ······ 1件

その他 耕作放棄地リノベーション補助金について
 農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について

開会 事務局長	<p>ただ今から12月定例農業委員会を開催します。</p> <p>なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。</p> <p>本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議事録署名人指名 会長	それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。9番土田委員、10番窪井委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。
審議案件 【議案第1号】 会長	<p>○【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。</p> <p>議案第1号36番について、事務局より概要説明をしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号36番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の36番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>譲受人の市内経営面積は0m²ですが、本案件で1,971m²になり、函南町の耕作面積を合わせると、合計で5,105m²になります。譲受人の年齢は47歳で、農作業経験は10年あり、函南町で認定農業者として認定を受けています。農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分の距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は2筆で100万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古谷地区の担当委員は5番松下委員です。よろしくお願ひします。
松下委員	(議案第1号36番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて奈古谷地区担当の岡本推進委員ですが、本日欠席ですので、引き続き、質問がある農業委員は举手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は举手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願います。
	(举手全員)
会長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案件は承認されました。

	<p>続いて議案第1号37番、39番から49番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。また、議案第1号38番についてですが、申請者からの取り下げの申し出があり、取り下げになりました。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号37番、39番から49番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の37番、39番から49番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>譲受人の市内経営面積は7,017.2m²で、沼津市の耕作面積を合わせると、合計で72,503.56m²になります。譲受人の年齢は56歳で、農作業経験は33年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。議案第1号46番は使用貸借のため無償、その他の土地の賃料は年間10aあたり3万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。
内田委員	(議案第1号37番、39番から49番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて推進委員の補足説明ですが、小坂地区担当の渡邊光一推進委員は本日欠席のため、質問に移りたいと思います。
	質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号50番について、事務局より説明をお願いします。
	<p>議案第1号50番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の50番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。</p>

事務局	譲受人の経営面積は198m ² になります。譲受人の年齢は77歳で、農作業経験は15年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から自転車で2分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で130万円です。事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区担当の萩原委員は本日欠席のため、推進委員の補足説明に移ります。北江間地区担当の重田推進委員よろしくお願ひします。
重田推進委員	(議案第1号50番農地法第3条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号51番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号51番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の51番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 譲受人の経営体の経営面積は2,494m ² ですが、個人所有の農地面積は0m ² で、本案件で199m ² になります。譲受人の年齢は56歳で、農作業経験は15年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分の距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で540万円です。事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。
内田委員	(議案第1号51番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて推進委員の補足説明ですが、小坂地区担当の渡邊光一推進委員は本日欠席のため、質問に移りたいと思います。 質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第2号】 会長	○【議案第2号 農地の利用目的変更申請書承認の件】 議案第2号「農地の利用目的変更申請書承認の件」を議題とします。 議案第2号3番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第2号3番について「朗読」 議案第2号「農地の利用目的変更申請書承認の件」の3番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 現地確認については、12月4日(木)に内田委員、渡邊光一推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	(議案第2号3番農地の利用目的変更承認について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて推進委員の補足説明ですが、小坂地区担当の渡邊光一推進委員は本日欠席のため、質問に移りたいと思います。 質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)

会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
会長	○【議案第3号 農地法第5条許可申請書承認の件】 議案第3号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第3号9番について、事務局より概要説明をしてください。
【議案第3号】 会長	議案第3号9番について「朗読」 議案第3号「農地法第5条許可」の9番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。
事務局	借人は自動車販売やメンテナンス業務を行っている法人です。昨今の中古車市場の拡大等により店舗での保管台数が増加しており、駐車場不足が生じている中、新たに駐車場を確保するため本申請に至っております。 申請地は、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されるため代替性の検討が必要となります。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。賃料は月額2万円です。 現地確認については、12月4日（木）に遠藤委員と行っております。 事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、吉田地区の担当委員は1番遠藤委員です。よろしくお願いします。
遠藤委員	(議案第3号9番農地法第5条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて吉田地区担当の杉山推進委員から意見をお願いします。
杉山推進委員	(議案第3号9番農地法第5条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。

<p>【議案第4号】</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>内田委員</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>推進委員</p> <p>事務局</p> <p>推進委員</p> <p>事務局</p> <p>推進委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>○【議案第4号 非農地証明申請書承認の件】</p> <p>議案第4号「非農地証明申請書承認の件」を議題とします。</p> <p>議案第4号1番について、事務局より概要説明をしてください。</p> <p>議案第4号1番について「朗読」</p> <p>議案第4号「非農地証明」の1番について説明します。場所と写真は資料番号⑥をご覧ください。</p> <p>非農地証明は、現況が農地以外のもので土地の登記地目もしくは現況地目が田又は畠となっている土地について、地目変更の登記申請に際し添付するものです。</p> <p>申請地は少なくとも20年以上耕作されておらず、現在に至っております。</p> <p>非農地証明の判断基準の中に「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」とあり、当該土地においては、農地に復元することが容易でないと認められることから、証明要件を満たしていると判断できます。</p> <p>現地確認については、非農地証明現地確認留意事項に即し、12月4日(木)に内田委員、渡邊光一推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。</p> <p>(議案第4号1番非農地証明申請書承認について説明)</p> <p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて推進委員の補足説明ですが、小坂地区担当の渡邊光一推進委員は本日欠席のため、質問に移りたいと思います。</p> <p>質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p> <p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p> <p>(質問等)</p> <p>(回答)</p> <p>(質問等)</p> <p>(回答)</p> <p>(質問等)</p> <p>(回答)</p> <p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p>
--	--

会長	○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。 なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。
【報告第1号】 事務局	農地法第4条届出書受理の件について6番を「朗読」。 転用目的は住宅敷地です。令和7年10月31日付、伊国農委第4号受理番号第6号にて受理しました。また、既に転用されていたため、顛末書が提出されています。
【報告第2号】 事務局	農地法第5条届出書受理の件について19番を「朗読」。 転用目的は宅地分譲(4区画)です。令和7年10月24日付、伊国農委第5号受理番号第19号にて受理しました。
【報告第3号】 事務局	農業用施設届出書受理の件について2番を「朗読」。 農業用施設の概要は施設面積173m ² の農業用駐車場及び作業場です。令和7年11月4日付、伊国農委(施設)受理番号第3号にて受理しました。なお、既に転用されていたため、始末書が提出されています。
会長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので報告事項を終わります。
会長	続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。 それでは事務局説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。

	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は異議なしとして提出します。
会長	その他事務局より何かありますか。
その他事務局長	○耕作放棄地リノベーション補助金について ○農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について
閉会事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。 次回は令和8年1月13日(火)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは12月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。

上記のとおり相違ないので、署名する。

令和 年 月 日

会長 氏名 _____
議事録署名人

番 氏名 _____

番 氏名 _____